

令和2年第2回

# 高森町議会 2月臨時会会議録

令和2年2月27日開会

高森町議会

**2月27日（木）**  
**（第1日）**

## 令和2年第2回高森町議会臨時会（第1号）

令和2年2月27日  
午後1時00分開会  
於 議 場

### 1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

4 番 牛嶋 津世志君

6 番 芹口 誓彰君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （1日間）

自 令和2年2月27日

至 令和2年2月27日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
2月27日（木）	本会議	議案審議

日程第 3 議案第3号 高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第 4 議案第4号 工事請負変更契約の締結について

日程第 5 議案第5号 工事請負変更契約の締結について

日程第 6 議案第6号 工事請負変更契約の締結について

日程第 7 議案第7号 工事請負変更契約の締結について

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番 後 藤 巖 君

2 番 津 留 智 幸 君

3 番 後 藤 清 治 君

4 番 牛 嶋 津世志 君

5 番 後 藤 三 治 君

6 番 芹 口 誓 彰 君

7 番 立 山 広 滋 君

8 番 本 田 生 一 君

9 番 田 上 更 生 君

10 番 佐 伯 金 也 君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 草 村 大 成 君

副 町 長 本 田 敦 美 さん

教 育 長 佐 藤 増 夫 君

総 務 課 長 沼 田 勝 之 君

生活環境課長 後 藤 健 一 君

会 計 課 長 古 澤 要 介 君

健康推進課長 野 中 裕 美 子 さん

住 民 福 祉 課 長 佐 伯 実 君

建 設 課 長 東 幸 祐 君

税 務 課 長 丸 山 雄 平 君

政策推進課長 田 上 浩 尚 君

教 育 委 員 会 事 務 局 長 馬 原 恵 介 君

T P C 事 務 局 長 岩 下 徹 君

住 民 福 祉 課 審 議 員 後 藤 一 寛 君

政策推進課課長補佐 岩 下 雅 広 君

総 務 課 長 補 佐 今 吉 輝 子 さん

健康推進課課長補佐 津 留 大 輔 君  
総務課財政係長 代 宮 司 猛 君  
建設課審議員 野 尻 光 也 君

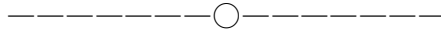
総務課総務係長 住 吉 勝 徳 君  
農林政策課長 荒 牧 久 君

5. 本会議に職務のため出席した者の氏名（2名）

議会事務局長 安 藤 吉 孝 君

議会事務局主査 衛 藤 千 佳 さん

## 開会 午後1時00分



○議長（後藤三治君） こんにちは。会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いします。町長草村大成君。

○町長（草村大成君） 一言御挨拶を申し上げます。まずは田上前議長様、全国町村議長会からの表彰誠にありがとうございます。大変私も二期までは田上前議長さんに大変お世話になったところでございますし、しっかり議会運営に努められ、また高森のみならず熊本県下のトップとして、しっかりお仕事なされた結果かなというふうに思っております。大変光栄でございます。

また今日は午前中各議員さんに子ども議会に参加していただきまして、またいろんな形で生徒のほうにも激励いただきまして感謝申し上げたいと思います。高森ならではの遠隔での議会というのは多分他ではないかなと。しかし、そのことを学校側からの提案で始まったというところも、素晴らしいことかなというふうに思っております。今後ともよろしく願い申し上げます。

さて、令和2年第2回町議会臨時会を招集しましたところ、議員各位におかれましては大変御多忙のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。御承知のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される状況と現在となっております。国の専門家によると、この1～2週間で拡大に進むか収束できるかの瀬戸際になるだろうという見解が示されているところでございます。感染が急激に進みますと、患者数が爆発的な増加となり、そもそもの医療体制の提供自体がなかなかできるのかということもありますし、また株価等でもわかりますように、社会、経済活動等への混乱が深刻化されるのではないかと懸念されるところでございます。本町高森町といたしましても、22日の未明に県内で初めての感染者が発生し

たということの正式発表がございました。そこでフェーズが変わったというところで、22日の早朝より本田副町長、沼田総務課長とともに情報の発信、共有、対策この三つを行っていくというところで、25日の朝8時30分のこの資料と同時に管理職会議を行いまして、高森町としての体制、この対策の体制をしっかり協議をして結論を出しまして、その上で正式に各種団体もしくは関連のするイベント等の会社等に各課局より御報告を差し上げたところでございます。今後もまた情報発信に関しては、これも22日の未明にフェーズが変わって以降、たかもりポイントチャンネル岩下局長のもとポイントチャンネル職員さん一丸となって情報発信に努めていただきました。今後も本町といたしましては全力で当然感染の防止策は講じてまいります、やはり大事なことはそれぞれ国民の皆様、つまり町民の皆様のそれぞれの自己管理というところもしっかりお願いをしながら、また議員の皆様をお願いをしながら、予防対策に町を挙げて努めていきたいというふうに考えております。

さて、第1回町議会定例会を目前に控えておりますが、給与条例の改正及び工事契約の変更において議会への提案が必要となり、今日は臨時会を招集させていただきました。本日御提案申し上げますのは、議案が5件ございます。御審議の上、御決定賜りますことをお願い申し上げます。

○議長（後藤三治君）ありがとうございました。ただいまの出席者は定足数に達しておりますので、令和2年第2回高森町町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤三治君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、4番 牛嶋津世志君、6番 芹口誓彰君を指名します。

-----○-----

## 日程第2 会期の決定

○議長（後藤三治君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日2月27日の1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定しました。

-----○-----

## 日程第3 議案第3号 高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（後藤三治君） 日程第3、議案第3号高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第3号で御提案いたしました高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。今回、当町町立保育園保育士が飲酒運転による人身事故を起こし懲戒免職処分となりましたことについては、まずは被害者をはじめ町民の皆様大変申しわけなく、私自身責任を痛感しているところでございます。大変申し訳ございませんでした。飲酒運転交通事故防止につきましては、日頃から機会あるごとに町の職員さんはもとより臨時職員さん、非常勤職員さんと組織全体に対しての啓発を行ってきたところではありますが、今回の事案は痛恨の極みであり、高森町役場への信頼を失墜させる行為でありました。再発防止に向けては私から町組織構成者全員に対して訓示を行いました。それと同時に飲酒運転撲滅及び交通事故防止のための行動指針を策定いたしまして、全員への啓発及び通達をいたしました。さらには組織構成者全員からの飲酒運転交通事故防止への宣誓書を提出していただいたところでございます。そのようなことから、今

回の事案は組織全体の問題ととらえ、最高責任者である町長私自身の給料を減額することで  
お許しをいただきたいということでのこの条例の改正を御提案するものでございます。御審  
議いただき御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はあ  
りませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）討論なしと認めます。

これから、議案第3号高森町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決  
します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって議案第3号、高森町長等の給与及び旅費  
に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第4 工事請負変更契約の締結について

○議長（後藤三治君）日程第4、議案第4号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君）議案第4号工事請負変更契約の締結について、提案理由の説明を申し



上げます。令和2年議会議案第29号で提案し、御決定をいただいております高森町防災公園造成工事の請負契約について、工事の進捗に伴い契約額を増額する必要が生じたため御提案するものでございます。変更契約の内容は、元契約金額9,991万3,000円を298万円増額し、契約金額を1億191万3,098円とするものでございます。増額の理由といたしましては、駐車場雨水の排水について工事を進めている過程で当初計画の勾配では十分でなく、雨水が溜まり冬場に凍結する可能性があり勾配の角度を大きくしたことと、舗装面を水が浸透するように透水性アスファルト舗装に変更したことであります。また、管理棟付近の雨水をスムーズに処理するため、側溝を敷設することとしたため増額変更となったものであります。以上内容を御説明いたしましたが、御決定くださいますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）10番佐伯でございます。契約の変更については、大現場を日頃毎日見しておりますから、そこにいる労働者の仕事をしておる皆さんたちの話を聞けば分かったんですが、ただ問題はいつも言ってることなんですが、設計の段階で浸透させていくとかいう話であったり勾配の問題であったりするの、設計の段階から通常はやっつくべきことなんですよ。高森をよく知ってる人間なら特に凍結防止であったり勾配の事なんかは理解できるんだろうけれども、そこあたりがこういうふうに変更しなければならないというのを提起したのは恐らく事業されておる地元の土木会社の方であったと思うんですが、そんなときに設計会社あたりはそれは気づいてなかったということですか。

○議長（後藤三治君）総務課長 沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君）10番 佐伯議員の御質問にお答えいたします。設計の段階では通常

1%、駐車場のところは1%の勾配ということで設計をしてありましたが、実際近年雨の量が多くなったことと工事を進捗する上で勾配をつけないと流れが悪いんじゃないか、それと側溝も敷設しないとスムーズに処理できないんじゃないかということで、工事の段階で変更したためにこのようになったものでございます。

○議長（後藤三治君） 10 番 佐伯金也君。

○10 番（佐伯金也君） 実際工事にあたっていきながら、平面的なところから立体に入ってくるわけですから、どこがどうあるべきかというのはやっぱりその都度じゃないとわからないところがあると思うんですが、ただ、やっぱり設計業者の方もやはりそれなりに契約金をもらってそれなりに調査をしながら、設計をされておるわけです。ですから、やっぱりそこあたりでもう少し精度の高い、要するに数字に私はしてほしいなと思います。200 万の増額であります、9,900 万に対して 200 万の増額であります、これはやはり設計業者の方の能力を疑わざるをえないと思います。現場に実際業者の方が入って仕事をされていく中において、やっぱりこの設計はおかしいよということで、そういうふうに追加工事をしなければならないということになったというふうに私は今受け取りましたので、今後こういうふうな設計工事がある場合については十分地元を熟知した方たちのほうでお願いできればなと思いますので、よろしく願いをしておきます。

○議長（後藤三治君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。したがって、議案第4号工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第5号工事請負変更契約の締結について

議案第6号工事請負変更契約の締結について

議案第7号工事請負変更契約の締結について

日程第5、議案第5号から日程第7、議案第7号までの工事請負変更契約の締結については関連がありますので、一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長沼田勝之君。

○総務課長（沼田勝之君）議案第5号、第6号及び第7号で御提案いたしました工事請負契約の変更について、同一路線となり関連があるため一括して提案理由の御説明を申し上げます。御提案いたしました路線につきましては、町道西原前原線復旧復興防災道路の2工区整備工事、橋の架換工事及び舗装工事に係る契約額の変更であります。契約に関しましては、昨年3月の第2回臨時会において御提案し御決定いただいておりますが、その後工事の進捗に伴いその設計内容を変更し、請負額に増減が生じ契約額を変更することとなったため、提案するものでございます。地方自治法第96条第1項並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要があるため、御提案いたしました。御審議いただき御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。なお、内容の説明につきましては、建設課長から御説明をいたしますので、

よろしくお願いいたします。以上、提案理由の説明といたします。

○議長（後藤三治君）引き続き工事変更内容の説明を求めます。建設課長 東幸祐君。

○建設課長（東幸祐君）こんにちは。防災道路整備につきましては、御提案申し上げておりますとおり、2工区の整備工事及び橋梁架替工事、舗装整備工事につきまして、それぞれ事業費の増減により変更になったことに伴う提案でございます。契約金額の変更の主な要因としては、議案第5号で提案しております2工区につきまして、着工前測量の結果地形の相違による法面工等の水量の減や伐根処理数量の減により、292万548円を減額するものでございます。

議案第6号で提案しております橋梁架替工事につきましては、もともとの橋梁の両側の盛土材が水分をかなり含んでおりまして、軟弱度でなかなか転圧が困難であったために土の増量と石灰による土壌改良を実施したことにより、629万7,801円を増加するものでございます。

議案第7号の舗装の増額につきましては、取付工及び乗り入れ工の舗装面積の変更、それから警察協議によりまして区画線の数量の変更によるものでございまして、155万1,900円を増額するものでございます。本年度繰越工事が全部で5工区ございますが、5,000万円以下の工区も含めまして、増減を差し引きまして131万301円の増額となります。平成30年度繰越分の総事業費としましては、3億2,263万1,901円となります。また、平成26年度から本事業が着工しておりますが、総事業費は11億7,855万2,807円となっております。以上提案理由の説明をいたしました。御審議いただき決定賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤三治君）提案理由の説明及び工事変更内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。10番 佐伯金也君。

○10 番（佐伯金也君）今回変更契約の議案が出されております西原前原線防災道路工事につき

まして、先般2月20日産業厚生常任委員会で2月末の工期である工事現場の視察に参りました。当然西原前原線の橋梁工事も含め、それぞれの工事が2月末であるということから見て回っておりましたが、当時委員会の中で皆さん橋梁の架替工事のところもごらんになりまして、後ほど建設課を含めて話し合いもさせていただきました。1番感じたことは、2月末にこの現場はちょっと無理があるなど。これはもう全委員さんたちの統一した感想でありました。それに対して、現場の元請会社の監督がそれほどの危機感を持ってなかったことに対して、私どもは非常にショックを受けたわけでございます。

当時、実際現場に当たっておられた方たちは下請の業者さんばかりであったということ、その危機感がなかなかないという中において土量の変更であったりしてくるわけでありますので、先般これは2回目の現場視察でありました。その前も見ているわけなんです、そのときにはもう現場監督元請け業者の現場責任者は当然おりもしませんでした、そういうふうな危機感の欠如からこういうふうな工事の状況になったのではないかというふうに、私たちも当時指導の甘さに対して反省をしたわけであります。

そういうわけで、当然建設課長のほうにもその旨を通知いたしました。通達をいたしましたけれども、2月20日以降建設課のほうとしてこの橋梁6号になりますね。橋梁の変更契約が出ておりますこの橋梁についてどのような指導されたかということ、一言御報告をいただきたいと思っております。

○議長（後藤三治君）建設課長 東幸祐君。

○建設課長（東幸祐君）2月20日に委員さん、それから私も同行しまして現場に行きましたが、その折に現場監督の不適切な対応がありましたので、当日の委員会終了後に現場監督のほうには厳重に注意をしております。それから工期につきましても28日ですが、変更せ

ざるをえないという状況でございましたので、検査前には必ず調整して終了するというふうに申しつけをしております。こちらとしましても注視して見守っていきたいと思っております。

○議長（後藤三治君）10番 佐伯金也君。

○10番（佐伯金也君）これは視察をした際に委員の中からも話が出たと思うんですが、やはり西原前原線の防災道路については、順次舗装も終わってきております。そういう中でやっぱり委員さんの中からは、やはりもう3月の末には利用できるよという話を地元の方たちにもされておるわけですね。そういう中において実際1番肝心の鍋の平の下にある橋梁が通れないということは非常に残念なことでございます。ですから、やっぱりそういうふうな中で厳しい意見が常任委員会の中で視察中に出てきたものだというふうにとらえていただきたいと思えます。しかしながら、現場におったほかの業者の方たちの話を聞けば、それぞれ役場の担当課担当の職員さんのほうからは元請けの業者さんのほうには大変厳しく指導がされておったと、常日頃というふうに話は聞いております。しかしながら、やはりそういうふうな役場の専門職のみんなが指導することを元請の業者が聞かないということに対しては非常にショックでありますので、それについては今後厳重な指導していくようお願いをしたいと思います。

それと、当時その監督のほうにも申し上げましたが、先ほど質問の中にも申し上げたんですが、下請の業者さんの姿は見るんだけど元請の業者さんのほうからの従業員の方の姿は監督しか見なかったということですね。ですから、やっぱりこれだけ要するに工期が迫っておるといのが分かっておりながら、それでも下請の業者だけに任せるといことを私は神経を疑うわけでありまして、それについてはどういうふうに話をされておられるかということをお聞かせください。

○議長（後藤三治君）建設課長東幸祐君、自席からお願いします。

○建設課長（東幸祐君）建設会社のほうにはその旨も十分注意して、今後はそのようなことがないようにというふうに注意しております。私どもの方も今まで以上に現場に足を運んでいきたいと思います。

○議長（後藤三治君）ほかに質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）討論なしと認めます。

これから議案第5号、議案第6号、議案第7号までの工事請負変更契約の締結についてを一括して採決します。

お諮りします。3案について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（後藤三治君）異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、議案第6号、議案第7号までの工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和2年第2回高森町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午後1時29分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員